三　調　発　第１２７号
平成２６年１２月　１日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会　長　神　戸　照　男

事　務　連　絡

平素は本会運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度新会館拠出借入金の全額返済を完了し、本年度は職印台紙制度の改廃について検討しているところです。

職印台紙制度の目的は、会館取得及び運営並びに維持管理のための財源に充てるためと規定されています。

取得の目的は達成したものの、運営並びに維持管理の経費は当然必要なため直ちに廃止とすることには多少疑義があり、全体的な予算を精査したうえで検討する必要があると考えております。

一方、職印台紙の取扱いが適正に行われているのかという問題があります。ここ数年職印台紙購入のない会員が確認されており、該当会員の調査・指導も含め、再度適正な取扱いの周知徹底が必要と考えております。

職印台紙の取扱いについては、すべての登記申請及び申出（嘱託登記を含む。）１件ごとに添付するよう決められています。

また、オンライン申請の場合には、過去に事務連絡（平成 22 年 1 月 14 付）にて以下のとおり通知しております。

●オンライン申請における職印台紙の取扱いについて

職印台紙規則第２条により登記の申請及び申し出をするときは（嘱託登記を含む。）、１件ごとに付録１の台紙（職印台紙）を添付いただいておりますが、オンライン申請をする場合は以下の方法で処理いただきますようお願いします。

①特例方式（半ライン）の場合

別記第１３号様式による書面に添付する。

②完全オンラインの場合

職印台紙に申請年月日、受付番号及び「使用済」を記載して保管する。

再度ご確認のうえ遵守いただきますようよろしくお願いします。